

(参考資料) 地方独立行政法人法改正に伴う評価委員会の運営に係る他事例について

項目	山陽小野田市立山口東京理科大学	公立千歳科学技術大学	札幌市立大学
年度評価等の方向性	継続	廃止	廃止
関係する会議	令和5年度第2回山陽小野田市公立大学法人評価委員会 (令和5年9月22日(金))	令和4年度第5回千歳市公立大学法人評価委員会 (令和5年2月28日(火))	令和5年度第1回評価委員会 (令和5年6月13日(火))
議事等	【参考資料】 地方独立行政法人法改正に伴う年度計画及び年度評価の廃止について	議題(2) 公立大学法人の年度計画及び年度評価の廃止について	議題(3) 地方独立行政法人法改正後の評価委員会の運営について
資料内容・事務局説明	3 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の対応について 現在の中期目標期間は令和4年度～令和9年度であり、中期計画に指標が設けられていないことから、経過措置により、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学及び山陽小野田市公立大学法人評価委員会においては、 <u>当面の間、年度計画策定及び年度評価を継続する予定</u> です。	現行制度では、公立大学法人は、年度計画を定め、設立団体の長に届け出ること、また、年度終了後は業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならないことが規定されているが、国立大学法人に関しては、令和3年度から年度計画作成・評価が廃止となっており、国は、公立大学法人においても、年度計画の業務により「大学のリソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分に振り向けられない」こと、「制度的に業務運営の透明性や説明責任が確保されている」ことから、廃止することを決定した。 法改正は、令和5年3月に法律の改正案を閣議決定し、通常国会の会期末の5月末に施行予定となっている。そのため、令和6年度の年度計画の作成から廃止となる。 評価委員会の開催予定については、 <u>令和5年度は令和4年度の年度評価と4年度目終了時評価を合わせて行い、令和6年度は年度評価がなくなり、第2期中期計画の審議のみ</u> を行う。令和7年度は6年目終了時評価、つまり第1期中期計画の総括評価を行うこととなり、令和8年度以降、大学から中期計画の進捗状況の報告を受けるという予定となる。	法改正後の評価委員会の運営検討のポイントについてご説明いたします。 まず、1点目です。毎年度の実績報告と評価が廃止になりますので、中期目標期間における途中経過の把握がこれまでよりも難しくなってくるかと思えます。そうした状況の中において、中間・期末のタイミングで複数年分の実績をまとめて評価いただくのは評価委員の皆様のご負担が大きくなってしまふものと考えております。 続いて、2点目では、1点目の課題を踏まえ、中間・期末評価を適正かつ円滑に行うためには、札幌市や評価委員会において、法人の毎年度の業務実績をある程度把握できる仕組みが必要との考えを記載しております。 一方、3点目としては、法改正の趣旨を踏まえた留意点について記載しております。札幌市は、評価委員会から法人に対し、年度の報告を求めると、今回廃止となる実績報告書に類するような新たな負担を課すことは極力避ける必要があると考えております。 続いて、4点目では、法改正後の法人の取組について記載しております。 <u>法人からは、年度計画の策定が法的義務ではなくなった後も、中期計画を達成するための具体的実行計画を毎年度作成し、取組結果を自己点検・評価する予定と伺っております。</u> 加えて、当該結果については、法改正後も法的義務により毎年度作成することになる事業報告書の中に新たに記載する予定となっておりますので、これにより年度の業務実績をある程度把握することが可能なものと考えております。 最後に、5点目です。4点目で触れた事業報告書を評価委員の皆様へ配付してご確認をいただくという、それだけでは、なかなか意思の疎通が図られない部分もあるかと思えますので、 <u>法改正後も年に1回程度、評価委員会と法人が意見、情報交換を行う場を設けていきたい</u> と考えているところであり、対面で話す場を設けることで、大学の現状や社会情勢等を踏まえた中長期的な展望について共有できるかと思えますので、評価委員会と法人の双方共に、中間・期末評価に負担が集中することを避けられるものと考えているところです。